

■振り込め詐欺の被害にあわれたお客さまへ

〈振り込め詐欺の被害にあわれたお客さまへ〉

平成20年6月21日から「振り込め詐欺救済法」（正式名称：「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」）が施行されました。この法律により、犯罪利用口座を凍結し資金流出を防ぐことができた場合に、その残高を被害にあわれたお客さまに分配してお支払いしています。

〈決定表の閲覧について〉

当組合に被害回復分配金の支払を申請された方は、決定表を閲覧することができます。当組合では、閲覧の日時・場所を以下のとおりとし、事前のお申込みの後、閲覧することが可能となります。

日時	祝日と年末・年始を除く平日の午前9時から午後5時まで
場所	あさひかわ農業協同組合 本所
申込方法	決定の「決定表閲覧請求書」に必要事項をご記入のうえ、郵送にて事前にお申込みください。後日、当組合の担当部署より日時・場所等をご連絡いたします。
申込先およびお問い合わせ先	〒078-8234 北海道旭川市豊岡4条1丁目1番18号 あさひかわ農業協同組合 本所 金融共済部金融課 TEL：0166-31-0111
その他	・閲覧の際には、ご本人確認をさせていただきますので、運転免許証・旅券（パスポート）等をご持参ください。 ・決定表閲覧請求書は、預金保険機構のホームページからダウンロードできます。

【注意事項】

1. 定表を閲覧できる方は、当該口座の被害回復分配金の支払申請人およびその代理人に限られています。また、閲覧は当該口座のみで、決定表の複写・写真撮影等は法令により禁止されています。
2. 代理人による閲覧には、委任状および申請人ご本人の印鑑証明等が必要となります。